

1. (カードの利用)

大信ローンカード（以下「ローンカード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

① 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して貸越を受ける場合。（以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます。）

ただし、事業者カードローン、大型フリーローンによるローンカードは提携先の支払機による払戻しはできません。

② 当組合の支払機または当組合本支店の窓口において貸越金の臨時返済をする場合。

③ その他当組合が定めた取引を行う場合。

2. (支払機による払戻し)

① 支払機を利用して払戻すときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作してください。この場合払戻請求書の提出は必要ありません。

② 支払機による払戻しは千円単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻限度額は、当組合が定めた範囲内とします。

3. (臨時のご返済)

① 支払機を利用して臨時のご返済をするときは、支払機にローンカードを挿入し、ボタンにより操作してください。

② 支払機による臨時のご返済は千円単位で、当組合が定めた範囲内とします。

③ 支払機を利用しないで臨時の返済をするときは、当組合本支店の窓口でローンカードを提示することによりご返済できます。

4. (支払機利用手数料)

① 当組合および提携先の支払機を使用して払戻しを行う場合には、当組合および提携先の所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」といいます。）をいただきます。

② 前記①の支払機利用手数料は、払戻し時に払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の支払機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。

5. (支払機故障時等の取扱い)
 - ① 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内にかぎり、当組合が定めた金額を限度として、当組合本支店の窓口でローンカードにより払戻しまたは返済することができます。
 - ② 前項による取扱いは、当組合の所定の用紙に氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。
6. (カードの紛失、届出事項の変更等)
 - ① ローンカードを失ったとき、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに書面によってローンカード発行店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
 - ② ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
7. (暗証番号照合等)
 - ① 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払戻しをした場合にはローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
 - ② 窓口においてローンカード及び暗証番号を確認のうえ、払戻した場合にも前項と同様とします。
8. (解約等)
 - ① ローンカード契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却してください。
 - ② ローンカードの改ざん、不正使用など当組合がローンカードの利用を不正と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。
9. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
10. (カード手数料)

ローンカードの発行・再発行に当っては、当組合の定める発行手数料をお支払いいただきます。
11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当座貸越契約書の各条項によります。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年4月1日 改正)